

○ 新築住宅（分譲マンションを除く 1000 m<sup>2</sup>以内の共同住宅等 ※）の評価料金

表 1 選択 1 分野以上（Mは評価対象戸数）

（消費税込）

延床面積	区 分	設計評価料金	建設評価料金		合計
			検査回数		
1000 m <sup>2</sup> 以内	製造者認証	70,400 円	2 回	96,800 円	167,200 円
		70,400 円	3 回	114,400 円	184,800 円
	型式認定等	70,400 円	4 回	132,000 円	202,400 円
	その他一般工法	101,200 円	4～6 回	144,100 円	245,300 円
評価戸数 (M)加算	検査 2 回	M×6,600 円	M×12,100 円		M×18,700 円
	検査 3 回以上	M×8,800 円	M×12,100 円		M×20,900 円

表 2 必須のみ（Mは評価対象戸数）

（消費税込）

延床面積	区 分	設計評価料金	建設評価料金		合計
			検査回数		
1000 m <sup>2</sup> 以内	製造者認証	64,900 円	2 回	93,500 円	158,400 円
		64,900 円	3 回	111,100 円	176,000 円
	型式認定等	64,900 円	4 回	128,700 円	193,600 円
	その他一般工法	95,700 円	4～6 回	140,800 円	236,500 円
評価戸数 (M)加算	検査 2 回	M×5,500 円	M×11,000 円		M×16,500 円
	検査 3 回以上	M×7,700 円	M×11,000 円		M×18,700 円

- 備考：1) 液状化情報提供を希望する場合は、上表の当該設計・建設評価料金に 2,200 円を加算する。  
 2) 上表記載の検査回数を超える物件については、設計評価料金は上表と同額、建設評価料金は（追加検査回数×22,000 円）を別途加算する。  
 3) 建設住宅性能評価において、遠距離、離島等の場合には出張費（交通費実費を含む）を請求することができるものとする。  
 4) 業務規程第 35 条（評価料金等を増額するための要件）に該当する場合は別途見積もりとする。

※ 共同住宅等とは、他住戸のある共同住宅等をいう。（共同住宅、長屋、2 世帯住宅等）